

「農林水産省知的財産戦略検討会」開催要領

第1 趣旨

我が国の農林水産物・食品の高付加価値化を図り、農山漁村における6次産業化や国際競争力の強化による地域活性化を推進するためには、植物の新品種、技術開発の成果、デザイン（意匠）、ネーミング（商標）、現場の技術やノウハウ、地域ブランドや食文化といった知的財産を戦略的に生み出し、それを経済的価値につなげて農山漁村の所得向上を図るとともに、模倣品・海賊版からこれらを守ることが必要である。

このような観点から、農林水産省では、平成19年3月に「農林水産省知的財産戦略」を、平成22年3月に「新たな農林水産省知的財産戦略」を、平成27年5月にその後継戦略たる「農林水産省知的財産戦略2020」（以下「現行戦略」という。）を、それぞれ策定し、戦略的に知的財産関連施策を推進してきたところである。

現行戦略は平成27年5月に策定され、令和2年にその実施期間の5年目を迎えるが、知的財産関連施策は令和3年以降も強力に推進する必要があることから、学識経験者、食品・種苗事業者、研究機関、弁護士、マスコミから成る「農林水産省知的財産戦略検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、幅広い観点から現行の取組を検証するとともに、新たな戦略に盛り込むべき事項について総合的な検討を行うものとする。

第2 構成

- 1 検討会は、別紙に掲げる委員により構成する。なお、委員の出席が困難な場合は、代理出席を認めることができる。
- 2 検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明及び意見の聴取を行うことができる。

第3 座長

- 1 検討会には、座長及び座長代理を置く。
- 2 座長は、委員の互選により選任し、座長代理は、委員の中から座長が指名する。
- 3 座長は、検討会の運営に関する事務を掌理する。
- 4 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長が不在の場合には、その職務を代理する。

第4 運営

- 1 検討会の配付資料は、検討会終了後、農林水産省のホームページにより公表する。
- 2 検討会の議事概要は、検討会終了後、委員の了承を得た上で、農林水産省のホームページにより公表する。

第5 事務局

検討会に関する庶務は、食料産業局知的財産課において行う。